税目			課税標準額等	税率
道府県税	普通税	自動車税		一般乗合用以外 乗車定員　税額（年額） 30人以下　26,500円 30人超40人以下　32,000円 40人超50人以下　38,000円 50人超60人以下　44,000円 60人超70人以下　50,500円 70人超80人以下　57,000円 80人超　64,000円 自家用 乗車定員　税額（年額） 30人以下　33,000円 30人超40人以下　41,000円 40人超50人以下　49,000円 50人超60人以下　57,000円 60人超70人以下　65,500円 70人超80人以下　74,000円 80人超　83,000円 4　三輪の小型自動車 営業用　年額4,500円 自家用　年額6,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		鉱区税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 1　砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区　面積100アールごとに　年額200円 採掘鉱区　面積100アールごとに　年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2　砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに　年額600円 その他のもの 面積100アールごとに　年額200円
		固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率　100分の1.4
	目的税	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの　16,500円 2　第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者　11,000円 3　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの　8,200円 4　網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者　5,500円 5　第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者　5,500円

税目			課税標準額等	税率
道府県税	目的税	狩猟税		6　狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ①　放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録　4分の1 ②　①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録　4分の3 7　平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ①　対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録　課税免除 ②　認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録　課税免除 ③　狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録　1から5の税率に2分の1を乗じた税率
市町村税	普通税	市町村民税	個人 1　均等割 （平成30年度課税見込人員62,984千人） 2　所得割 (イ)　課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成30年度課税標準見込額1,311,324億円） (ロ)　申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	個人 1　均等割 標準税率 （平成26年度～平成35年度） 年額3,500円 （本則税率　年額3,000円に年額500円を加算した額） 2　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額　標準税率　100分の6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8） (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額　100分の3（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4） ・課税長期譲渡所得金額　100分の3（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4） （ただし、長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合）